

第 6 次八潮市総合計画

序論（素案）

第1章 総合計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

本市はこれまで、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする、「第5次八潮市総合計画」に基づき、「共生・協働」、「安全・安心」をまちづくりの基本理念として、基本構想に掲げた将来都市像である「住みやすさナンバー1のまち 八潮」の実現に向け、総合的かつ計画的にまちづくりを推進してきました。

この間、新型コロナウイルス感染症が世界中でまん延したことを契機に、市民の生活様式が大きく変化し、社会のデジタル化が急速に加速したことから、行政サービスにおいてもデジタル技術の活用が急務となっています。

また、本市の人口は平成17年のつくばエクスプレスの開通以降、増加傾向にありますが、日本全体では人口減少・少子高齢化が進み、将来的には徐々に減少に転じることが想定されるとともに、人口構造の変化に伴う様々な影響が考えられます。

このほか、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化、地球上の誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標であるSDGsの達成、地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すカーボンニュートラルの実現、多様な背景を持った人々や価値観を包含し受容するダイバーシティ社会の実現など、社会全体で取り組むべき重要な課題に対する取組の必要性が高まっています。

多様化・複雑化する行政課題に対し、引き続き市政を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民と行政がともに目標を共有し、より一層市民主体のまちづくりを進めるため、令和8年度を初年度とし、令和17年度を目標年次とする「第6次八潮市総合計画」を策定することとします。



絵

第2節 八潮市の概況

(1) 地勢と歴史

- 本市は、埼玉県 of 東南部、東京都心から約15kmの位置にあります。
- 中川低地の南端に位置し、中川と綾瀬川にはさまれた自然堤防と後背湿地からなる18.02km²の平坦な地域です。
- かつては江戸の穀倉地帯であり、米や野菜の生産を中心とする純農村として栄えていました。
- その後、農業が産業の中心であったが、工場誘致条例の施行や草加・八潮工業団地の開発などにより、多くの工場が集積し、県内有数の工業都市へと発展してきました。
- 東京外かく環状道路や首都高速6号三郷線等の広域幹線道路の整備により、広域的なアクセスが高まるとともに、平成17年のつくばエクスプレスの開通以降、都心へのアクセスの良さを背景に商業施設の進出や宅地開発による人口の増加など、新たなにぎわいを創出しています。

〈八潮市の位置〉



〈八潮市のあゆみ〉

年次	内容
明治 4 年	埼玉県に編入
明治 22 年	八條村、潮止村、八幡村の成立
昭和 31 年	八潮村（3村合併）
昭和 35 年	工場誘致条例施行
昭和 39 年	八潮町制施行
昭和 47 年	八潮市制施行
昭和 60 年	首都高速6号三郷線開通
平成 3 年	生涯学習都市宣言
平成 4 年	東京外かく環状道路開通
平成 14 年	八潮市民憲章、八潮市子ども憲章
平成 17 年	つくばエクスプレス開通
平成 21 年	健康・スポーツ都市宣言
平成 23 年	自治基本条例施行
平成 24 年	平和都市宣言
令和 4 年	八潮市制施行50周年

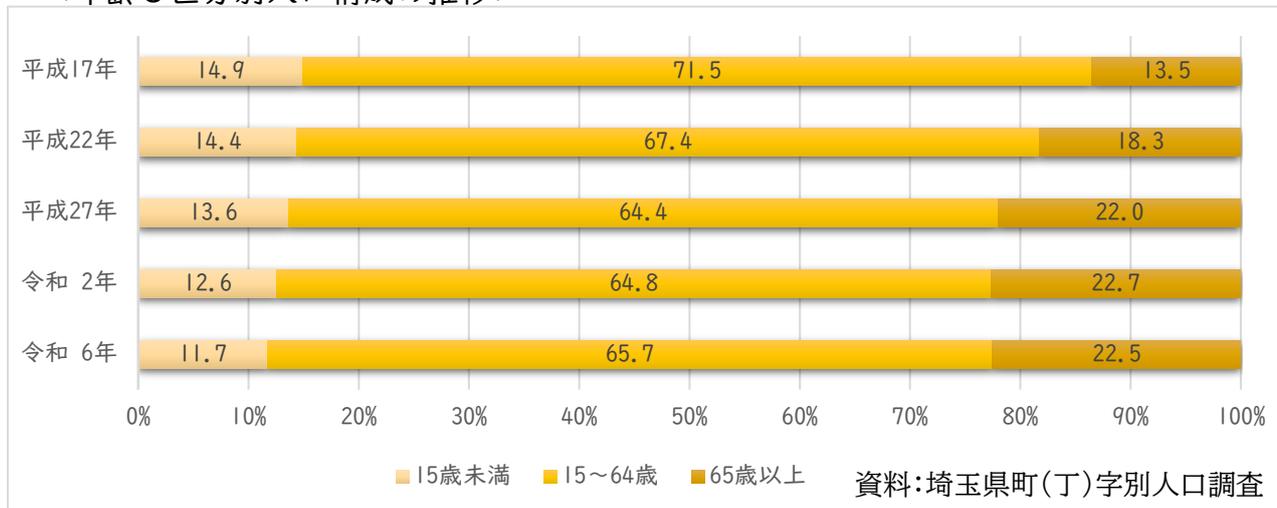
(2) 人口

- 本市の人口は93,036人、世帯数は46,103世帯（令和6年1月1日現在）であり、人口は埼玉県内で23位となっています。
- 昭和30年代の工場誘致条例の制定や東武伊勢崎線と営団地下鉄（現東京メトロ）日比谷線との相互乗り入れによる都心との直結等を契機として人口が増加し、平成7年頃から安定していましたが、平成17年のつくばエクスプレスの開通以降は再び増加に転じています。
- 年齢別の人口構成（令和6年1月1日現在）では、15歳未満の人口が11.7%、15歳から64歳までの人口が65.7%、65歳以上の人口が22.5%となっています。65歳以上の人口比率は平成17年調査時の13.5%から大幅に上昇しており、全国と比べ低い水準ではあるものの、高齢化は急速に進んでいます。

<人口及び世帯数の推移>



<年齢3区分別人口構成の推移>

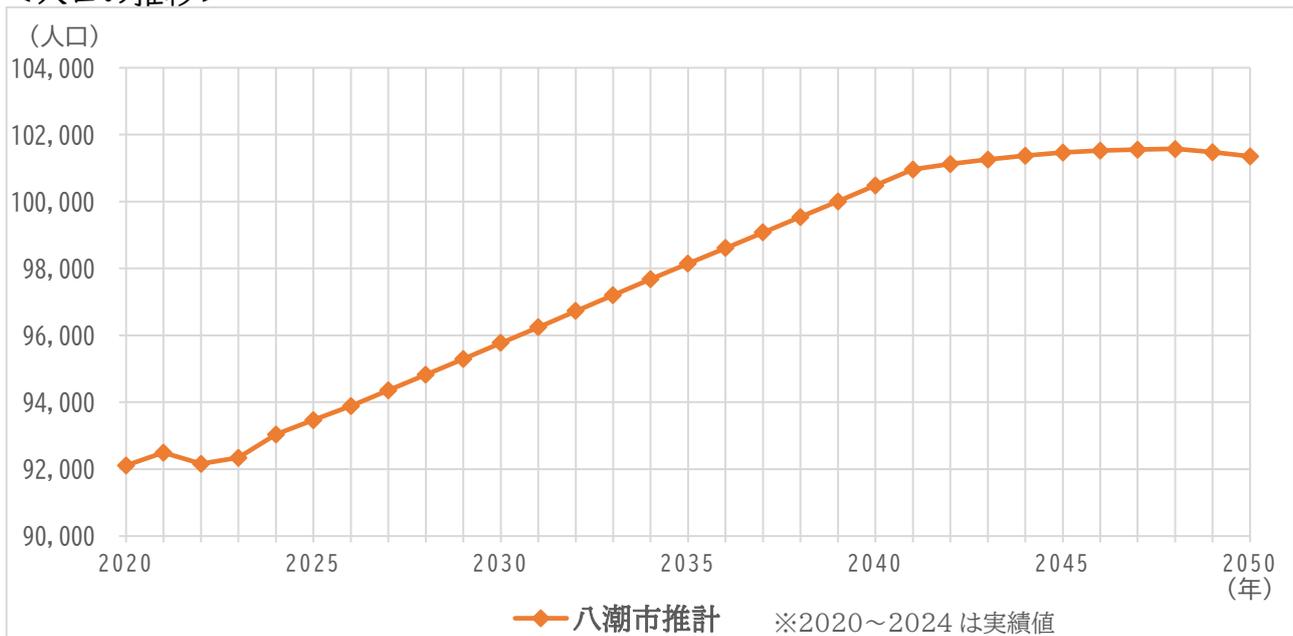


第3節 人口推計

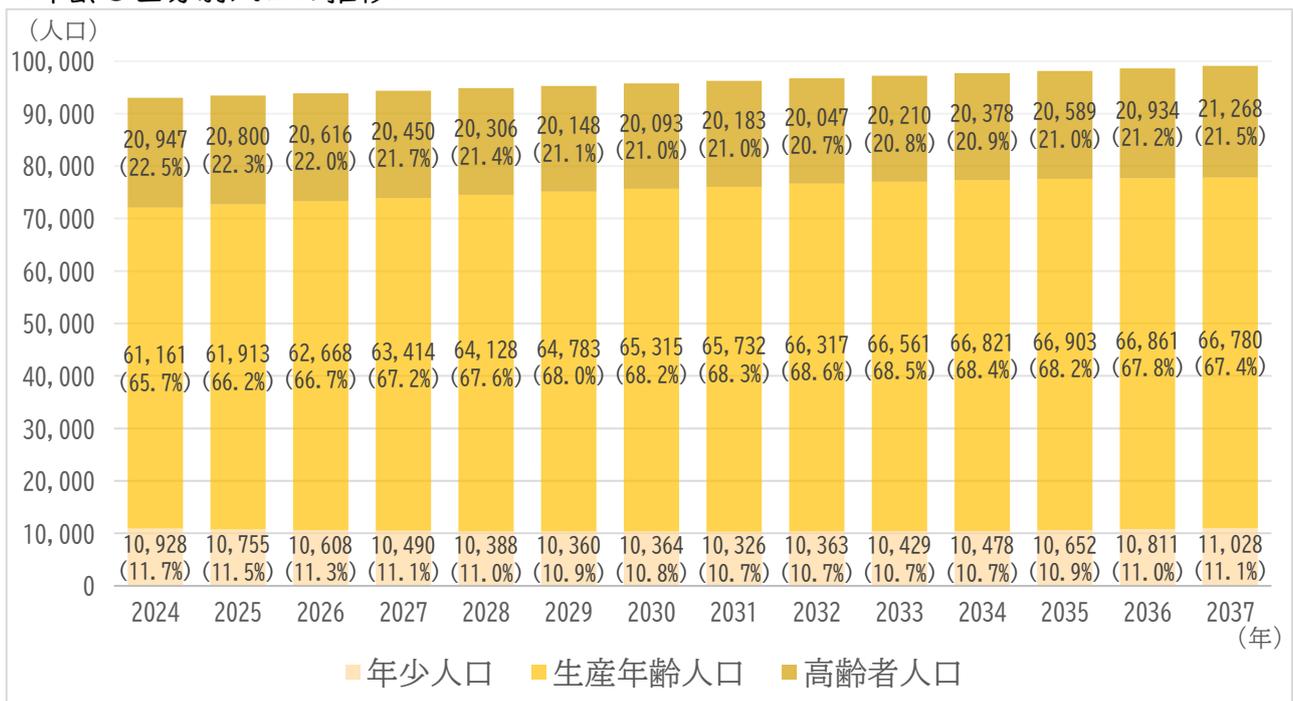
本市の人口推計の結果によると、本市の人口は、今後も増加傾向で推移し、2039年に10万人を超え、2048年をピークに、以降、緩やかに減少していく見通しとなっています。

人口の推計方法としては、将来人口推計の基本的な手法であるコーホート要因法により行い、本市の特性である土地区画整理事業の進捗状況を加味した開発人口を上乗せして推計しています。

<人口の推移>



<年齢3区分別人口の推移>



第4節 社会潮流の展望

(1) 人口減少・少子高齢社会への対応

日本の総人口は、平成20年をピークに減少に転じており、出生数も減少傾向にあるため、今後さらに人口減少・少子高齢化が進行すると予想されます。

いわゆる団塊ジュニア世代が全員65歳以上となる「2040年問題」といった言葉が象徴するように、高齢者人口（65歳以上）は一貫して増え続ける一方、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向が続くため、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）の上昇も懸念されています。

人口減少・少子高齢化による、日本全体の活力低下や経済規模の縮小など、多方面にわたる課題への対応が求められています。

(2) 激甚化する自然災害への対策

平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震などの大地震、気候変動に伴う集中豪雨・大型台風が激甚化・頻発化し、近年各地で甚大な被害が発生しています。

大地震については、今後も首都直下地震や南海トラフ地震などの発生が予測されており、発生した場合には、東日本大震災と同等又はそれを上回る大きな被害が生じる可能性があります。

近年、自然災害が激甚化する中、いかなる災害が発生しようとも、市民生活を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持つ、「国土強靱化」に向けた防災・減災への取組が求められています。

(3) 集約と連携による地域共生社会の実現

人口減少・少子高齢化による空き家や空き地の増加による都市のスポンジ化や、個人主義・プライバシー重視社会の進展などによる人と人との繋がりの希薄化が進んでいます。

そのような背景のなか、地域経済の活性化や地球環境への負荷低減、生活利便性の維持・向上のため、集約と連携による「コンパクト + ネットワーク」のまちづくりが求められています。

生活を支える都市機能を集約し、利便性の高い交通網で連携させるとともに、人と人との繋がりによる地域コミュニティの強化による地域共生社会の実現が重要です。

(4) カーボンニュートラルの実現

平成27年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、令和2年以降の温室効果ガス削減に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。

「パリ協定」では、世界の温室効果ガス排出量を今世紀後半に実質ゼロにする、「カーボンニュートラル」への取組が求められています。

このように、環境問題に対して地球規模で取り組まれていく中で、日本においても、令和32年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を掲げ、地方自治体においても、持続可能な経済社会を形成するため、カーボンニュートラルの実現に向けた環境対策の一層の推進が求められています。

(5) 変化する経済・労働環境への対応

近年、経済のグローバル化や相互依存が進む一方で、地政学的な国家間紛争等の影響により世界規模で不確実性が高まり、国民生活や経済活動への影響が懸念されています。

そのような中、経済の成長を図り、日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による労働力不足」、「働く人々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。

そして、働く人の置かれた個々の状況に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることが求められています。

(6) デジタル社会の実現

成長と分配の好循環を図り、経済社会を持続可能なものとしていくためには、地域の実情に応じてあらゆる分野でデジタル技術を有効に活用しつつ、デジタルトランスフォーメーション（DX）を強力に推進することが求められています。

また、DXを推進することで、国がSociety5.0として目指す「直面する脅威や先の見えない不確実な状況に対し、持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」の実現に向けた強力な原動力となることが期待されています。

(7) SDGsの推進

平成27年9月の国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核に持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）があります。

SDGsは17のゴールと169のターゲットで構成された、経済や環境など広範囲な課題の解決に向けた国際社会共通の目標です。

日本においても、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（令和元年12月改訂）が示されており、地方自治体においても、各種計画にSDGsの要素を反映し、SDGsを推進することが期待されています。

第5節 まちづくりの主要課題

(1) 子育て・教育・文化

本市の人口推計においては、当分の間、人口増加が続く見通しであるものの、日本の総人口としては、更なる人口減少・少子高齢化の進行が見込まれていることから、こどもを安心して産み育てられる環境の整備や支援が必要です。

また、こどもを取り巻く環境が変化する中で、次代を担うこどもたちが自ら学び、考え、行動する力を確実に身に付けられるよう、更なる教育の充実が必要です。

まちづくりにとって、人づくりは欠かすことのできない視点であることから、こどもから高齢者まで、全ての人自分が自分に合った学びを選択でき、自らを高め、地域の中で互いに協力し合い、成長しながら活躍できる社会を構築できるよう、更なる学習機会の充実や文化活動の支援が必要です。

(2) 健康・福祉

本市の高齢化率は、全国平均に比べて低いものの、長期的には高齢者数の増加が予想されています。高齢化の更なる進展に伴い、介護や医療等高齢者向けサービスの需要の増加に対応することが必要です。

高齢者や障がいがある人なども自立した生活ができ、誰もが安心して住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、医療・保健・福祉の連携を強化するとともに、食生活やスポーツなどの日々の健康づくりを意識した生活スタイルの促進など、健康寿命を延ばすための取組を推進していくことが必要です。

(3) 防災・防犯・消防

近い将来に大地震の発生が予測されていることや気候変動に伴う集中豪雨・大型台風の激甚化・頻発化などにより、災害等に対する不安が高まっています。そのため、ソフトとハードの両面からあらゆる手段を講じ、被害を最小限に抑える強さと迅速に復旧・復興するしなやかさを兼ね備えることが必要です。また、新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、新たな感染症への備えも必要です。

また、子どもや高齢者などの社会的弱者を狙った犯罪や交通事故の発生も問題となっているため、犯罪防止対策の取組の強化や交通安全対策の推進などを行うとともに、消費者保護の充実等及び市民が自ら身を守るための情報提供体制等の整備など、市民が安心して暮らせる社会の構築が必要です。

さらに、つくばエクスプレスの開通以降、継続して市街地形成が進んでおり、人口も増加していることから、消防力の向上・救急体制の充実に向けた草加八潮消防組合との連携強化が必要です。

(4) 産業経済・観光

後継者不足等により農家や農地が減少しているため、優良農地の確保や担い手の育成、農産物の地産地消を推進するとともに、効率的で付加価値の高い農業を積極的に推進し、市場での競争力を高め、企業的経営感覚を持った農業後継者を育成する体制を充実することが必要です。

本市は県内でも有数の事業者数を誇るまちとして発展してきましたが、受注量の減少や後継者不足等により事業所数が年々減少していることから、制度融資の充実や技術力及び経営の向上に向けた取組の支援の充実が必要です。

また、個店の魅力づくりを支援することで店舗ごとに差別化を図ることや個店の連携による地域力の向上などにより地域商業の活性化を図ることが必要です。

さらに、恵まれた自然環境などの地域資源を活かすことや地域産業との連携によるイベント等の開催など、誰もが何度も訪れたいまちづくりを進めることが必要です。

市民が適切な労働環境のもとでいきいきと生活ができるよう、新たな時代に対応した働く環境の整備を図り、市内産業の更なる活性化に向け、農商工連携や産学官連携などによる事業の促進や観光の振興が必要です。

(5) 都市基盤・環境

広域的な交通利便性を更に向上するため、スマートインターチェンジの整備を進めるとともに、今後の人口減少・少子高齢化の進行に対し、市内の公共交通の確保や利便性の向上等により、誰もが利用しやすい公共交通環境の充実も必要です。

また、安全で快適な生活を送ることができるよう、老朽化が進んでいるインフラ等の維持管理・更新に向けた対策や住まい・住環境の質を高める取組の推進が必要です。

環境問題が地球規模で深刻化している中で、循環型社会形成に向けた更なる取組の強化やゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進など、環境への配慮について、一人ひとりができることから積極的に取り組んでいくことが必要です。

本市に残る水辺等の貴重な自然の恵みを将来にわたって享受できるように、多様な生物の生息する環境の保全等を継続して進め、恵まれた自然と共生する社会を形成するとともに、豊かな自然環境と調和した景観の形成を推進することが必要です。

(6) コミュニティ・自治体経営

健全で安定的な行財政運営を図るためには、創意工夫による自主財源の確保や効果的・効率的な事務事業の実施を推進するとともに、コミュニティ活動の活性化や関係人口の拡大を図りながら多様な世代、多様な主体が積極的にまちづくりに参加する協働の仕組みづくりが必要です。

また、ICTの進展によるAIやRPAなどの新たな技術を活用し、行政の効率化だけでなく、住民の利便性向上を同時に進めることで、目まぐるしく変化する社会に適応した柔軟な市民サービスを提供していくことが必要です。

特に、公共施設の維持管理・更新については、老朽化によるリスクや維持管理費の増大、改修や建て替えなど、多額の費用が必要となり、財政を圧迫することが懸念されることから、長期的な需要を見据え、限られた財源の中で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めていくことが必要です。

さらに、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題の解決のため、民間企業や大学、関係自治体等との連携などにより、民間のノウハウ、アイデア、技術を活用する幅広い分野で公民連携を推進することが必要です。

第6次八潮市総合計画 基本構想（素案）

第1章 計画の構成

第6次八潮市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

○ 基本構想

基本構想は、本市の将来都市像とそれを実現するための政策の大きな方向性を明らかにし、市民と市が協働してまちづくりを進める指針となるものです。

目標年次は令和17年度とし、本市の将来都市像及び分野別将来目標を示します。

○ 基本計画

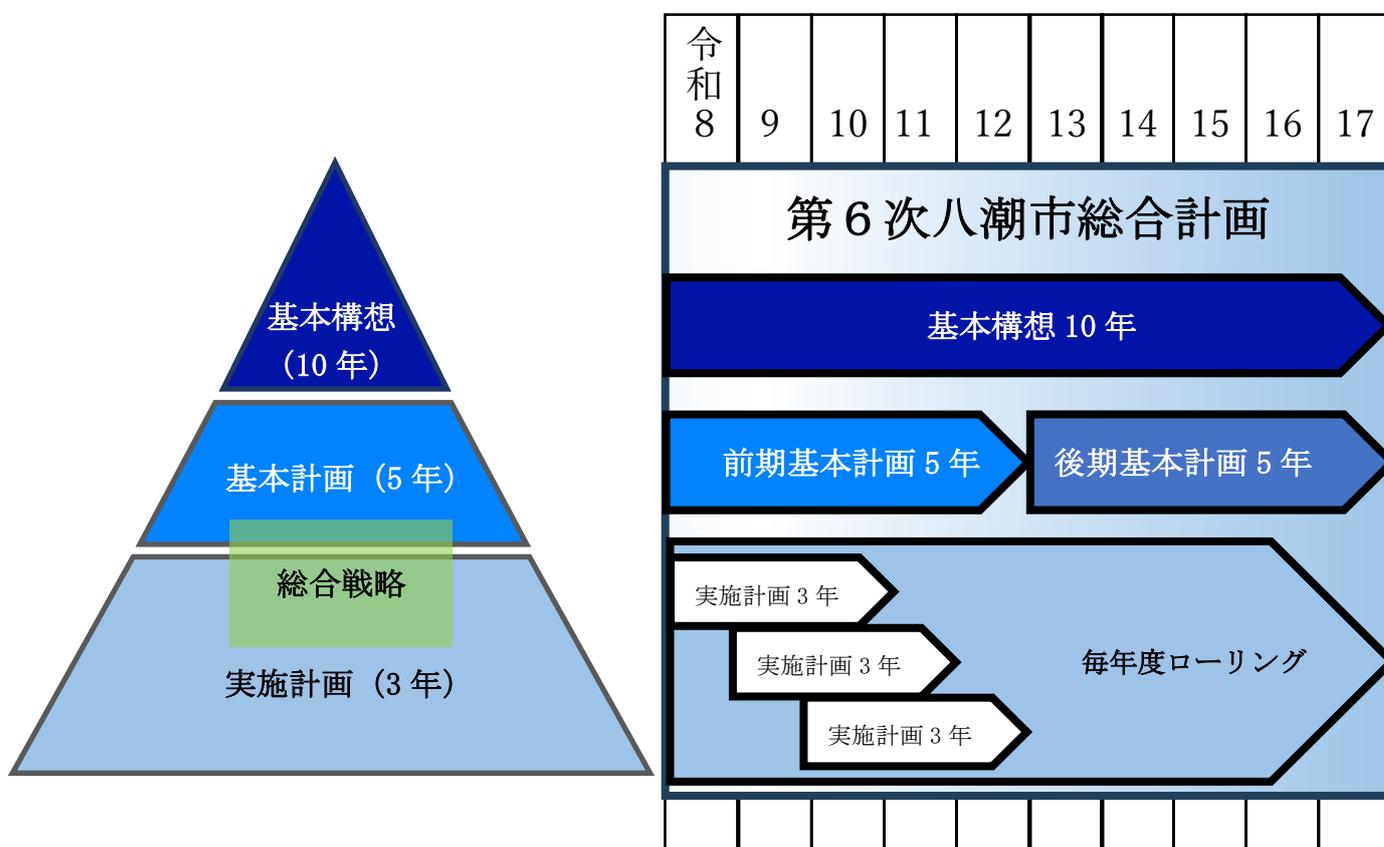
基本計画は、基本構想で定めた分野別将来目標に基づいた市の施策の内容を示すものです。

なお、社会経済状況の変化等に的確に対応していくため、前期5年、後期5年に区分して定めます。

○ 実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策を実現させるための具体的な事業を示すものです。

計画期間は3年とし、ローリング方式により毎年度見直しを行います。



第2章 将来都市像

第1節 まちづくりの基本理念

八潮市自治基本条例では、自治の基本理念として、「市民が自治の主体者である」ことを定めています。また、自治の4つの基本原則と、まちづくりの4つの基本原則を定めています。

第6次八潮市総合計画においては、この自治基本条例における自治の基本原則とまちづくりの基本原則を踏まえ、「共生・協働」、「安全・安心」をまちづくりの基本理念とし、さらに、先行きが不透明な中であっても持続可能な地域社会を構築していくため、「彩り」、「しなやかさ」の新たな視点を取り入れてまちづくりを進めていきます。

◎ 共生・協働のまちづくり

まちは、様々な要素の共生と人々の協働によりつくられます。

市民一人ひとりの尊厳や人権が尊重され、世代や性別、国籍を超えて個性や価値観を認め合う共生社会をつくるとともに、人と人だけでなく、人と自然、これまで積み上げてきた歴史と現在の生活、そしてこれから築く未来との共生等、多様な共生により相乗効果を生み出し、まちづくりを進めていきます。

また、本市では、これまで市民と行政等が協働してまちづくりを推進してきました。今後も、市民を主体とし、市議会、行政とともにまちづくりを進めていきます。

◎ 安全・安心のまちづくり

安全なまちで安心して暮らすことは、全ての市民の願いであり、まちづくりの土台となるものです。

近い将来に発生することが懸念される大地震や近年頻発する集中豪雨等の自然災害に対し、被害を最小限に抑える強さと速やかに回復するしなやかさを兼ね備えるとともに、日々の暮らしにおける様々な犯罪の防止や交通安全対策等、市民の生活を取り巻くあらゆる分野で迅速かつきめ細かに対応できるまちづくりを進めていきます。

また、市民一人ひとりが安心感をもって暮らし続けていくために、自ら学び・考え・行動する機会を提供するとともに、日々の暮らしを支え合える人と人のつながりや地域のつながりを活かしながらまちづくりを進めていきます。

○ 「彩り」・「しなやかさ」の視点

「共生・協働」、「安全・安心」をまちづくりの基本理念とし、まちづくりを推進していくにあたっては、多様な価値観や考え方を積極的に導入することによる「彩り」と社会の様々な変化に迅速かつ柔軟に対応することによる「しなやかさ」の新たな視点を取り入れて、まちづくりを進めていきます。

第2節 将来都市像

まちづくりの基本理念に基づき、本市の将来都市像を次のとおり定めます。

別紙 将来都市像（案）を 踏まえて検討

第3節 計画人口

八潮市の計画人口：10万人

本市の人口は、第6次八潮市総合計画の計画期間中は増加傾向で推移し、計画期間後に人口10万人に達する見込みです。その後、人口10万人程度で一定期間推移し、将来的に緩やかな減少傾向を示す見込みとなっています。このため、本計画の計画人口を10万人と定め、今後の施策を展開することとします。

第4節 土地利用構想

(1) 土地利用の基本理念

土地は、生活及び生産を通じた諸活動の共通基盤であり、現在から将来における市民の活動を支える市民のための限られた財産です。

日本全体において少子高齢化や人口減少が見込まれている中で、本市においては、当分、人口増加が続くと見込まれますが、これからの少子高齢・人口減少社会を見据え、市民の健康で文化的な生活環境の確保や地域の特性に応じた発展のための土地利用が求められます。

このため、本市では、次に示す土地利用の方針に基づく土地利用を推進し、「住みやすさナンバー1のまち 八潮」の実現を目指します。

【土地利用の方針】

◆ 計画的かつ有効な土地利用

土地は、現在及び将来における市民のための限られた財産であることから、「計画的かつ有効に土地利用を図ること」を基本とします。

本市において当分増加する住宅地の需要に対しては、良好な市街地を形成し、都市機能や居住を中心部や拠点の周辺に集積していきます。

◆ 安全・安心を実現する土地利用

安全・安心を実現する土地利用の観点からは、中川・綾瀬川の流域全体の関係者が協働して対処する流域治水をはじめ、災害に対する特性を踏まえ、「防災・減災」の視点に立った適正な土地利用を推進するとともに、被災後の速やかな復旧・復興を果たすため、国土強靱化の取組を推進します。

また、本市の安全性を高めるため、農地の持つ保水及び遊水機能、都市における雨水貯留機能を高め、排水施設などと併せて水系の総合的管理の向上を図ります。

◆ 人と自然が調和し、持続可能な土地利用

人と自然が調和する土地利用の観点からは、土地の利用や管理を通じて生活環境と自然環境が調和する関係をつくり出すとともに、水と緑のネットワークを形成し、豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ計画的な土地利用を推進します。また、持続可能で住み続けられるまちの実現のためには、民間活力を活用するとともに、都市機能の集積や居住機能の誘導に向けた効率的なまちづくりなど、「コンパクト（必要な機能が集積しゆとりある魅力的な拠点の構築）」、「スマート（新たな技術の活用などによる先進的な共助の実現）」、「レジリエント（誰もが安心して暮らし続けられる持続可能な地域の形成）」の3つの要素を兼ね備えた、持続可能なまちづくりに取り組みます。

(2) 都市構造形成の目標

◆ 都市核と地域核の形成

都市活動の中心部となる都市核としては、本市の顔となる八潮駅周辺を「八潮中心核」として、商業業務施設や公益施設等の多様な機能の集積と既存機能の維持により核の形成を図ります。また、市役所周辺を「シビックセンター」として、公益・文化施設等の多様な機能の維持・充実により核の形成を図ります。

地域の拠点となる地域核としては、市内の北部、東部、西部を各地域の拠点として、都市機能の導入等を推進します。

◆ 交通ネットワークの形成

各拠点を相互に結び、有効に活用していくため、八潮中心核とシビックセンターを結ぶ「都市軸」及び各拠点が有する機能を相互に補完し、効果的に活用していくための環境整備を推進する「地域交流軸」の形成を図ります。

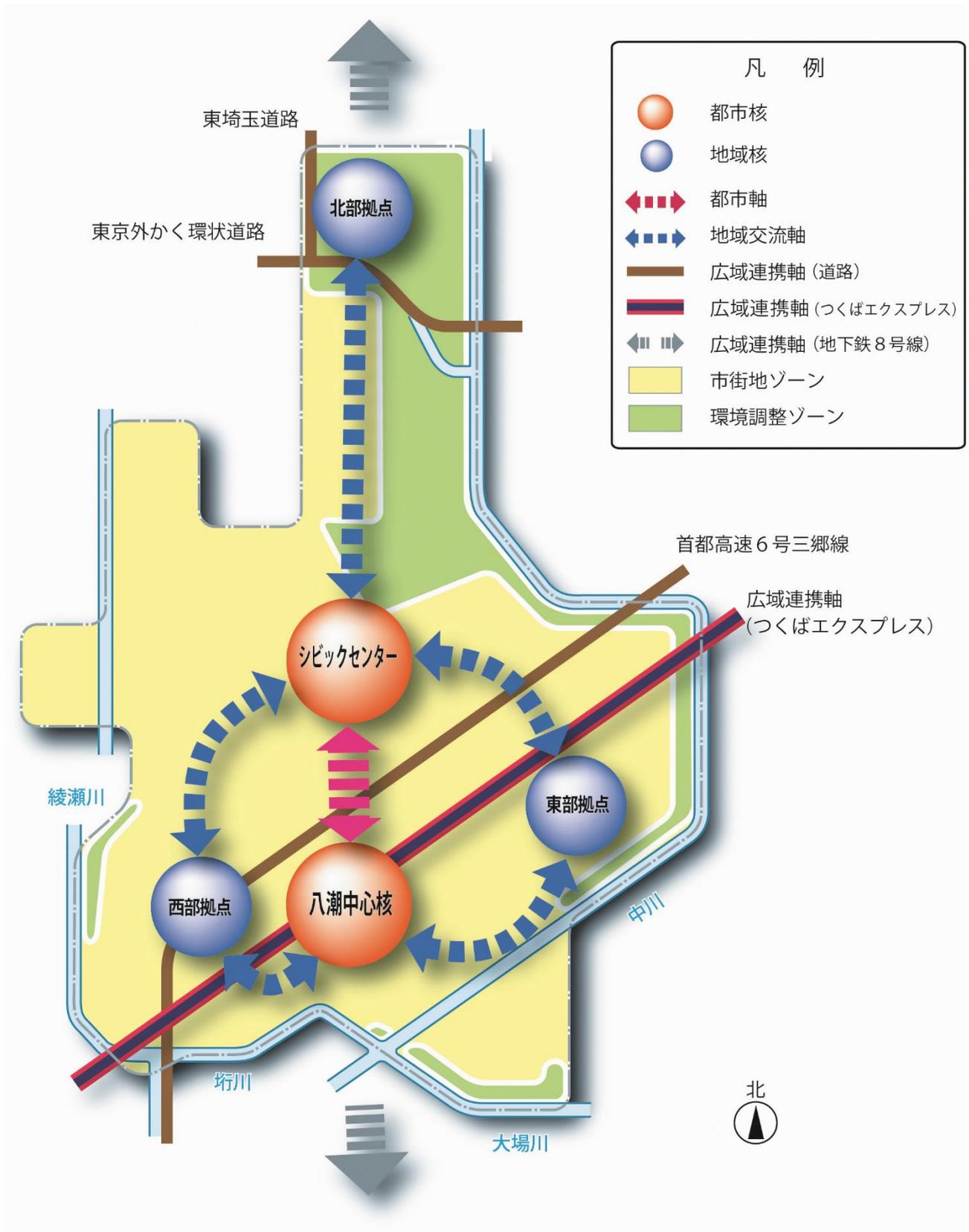
また、市内の各拠点への移動を円滑に行う交通ネットワーク及び周辺都市との移動・交流を支える交通ネットワークの形成を図ります。

◆ 市街地ゾーンと環境調整ゾーンの形成

市街地ゾーンとしては、生活の質の向上を図るため地域に応じ住宅地、工業地、商業地を適正に配置し、調和のとれた良好な土地利用を推進するとともに、市民活動や日常生活の利便性を高めるため、都市機能の集約化を推進します。

環境調整ゾーンとしては、豊かな自然環境や農地の保全・活用を図るとともに、自然と調和した住環境の保全を図り、人と自然が共生するための土地利用を推進します。

将来都市構造図



第3章 分野別将来目標

第1節 誰もが輝き心豊かに暮らせるまち

(子育て・教育・文化)

安心して子どもを産み育てられるよう、地域における子育て環境を整備し、子育てがしやすいまちを目指します。

次代を担う子ども一人ひとりが自ら学び、考え、行動する力を身に付け、それぞれの個性や可能性を伸ばせるように支援するとともに、市民が生きがいをもって暮らせるよう、気軽に学習活動や文化活動を行うことができる環境づくりを進め、あらゆる世代が互いに高め合いながら心豊かに暮らせるまちを目指します。

第2節 みんなで支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち

(健康・福祉)

高齢者や障がいがある人などの誰もが健やかで心豊かに自分らしい生活を送ることができるよう、主体的な健康づくりを支援するとともに、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりや医療、保健、福祉の連携と充実など、心身ともに健康で安心して暮らし続けられるまちを目指します。

第3節 強くしなやかな安全で安心して暮らせるまち

(防災・防犯・消防)

あらゆる危機や災害から市民を最大限守るため、市民一人ひとりの意識の醸成と自分の身を守るために必要な知識や技術の習得を支援するとともに、日頃から防災・減災に向け、市民、地域、行政が協働し、お互いに支え合い、助け合うコミュニティを構築することで、地域の安全を守るとともに、犯罪や事故のない、誰もが「安全・安心」に暮らせるまちを目指します。

第4節 魅力と活力に満ちたにぎわいあふれるまち

(産業経済・観光)

農業、商業、工業、観光などの産業領域において、それぞれの状況に応じた担い手、人材の育成・確保のための各種支援、市内の優れた製品などを市内外に情報発信することや産学官連携による新たな価値の創造などに取り組み、競争力の高い産業づくりを目指します。

また、都心に近接した交通利便性の良さや水辺などの美しい自然環境などの恵まれた地域の特性を活かすことで、交流人口や関係人口の拡大を図り、人々が行き交うにぎわいと活力のあるまちを目指します。

第5節 良好な環境で快適に暮らせるまち

(都市基盤・環境)

道路、公園、上下水道などの都市基盤及び公共交通の整備や自然と調和した良好な環境と景観に配慮した街並みを形成し、やすらぎと潤いを感じながら、市民が安全・快適に暮らせる環境を目指します。

また、本市において将来的に予測される人口減少や更なる高齢化を見据えた都市空間の整備を促進し、豊かな自然と共生する、持続可能で誰もが快適に暮らせるまちを目指します。

第6節 未来につながるまちづくり

(コミュニティ・自治体経営)

互いを思いやり、理解し、助けあいながら、安心して自分らしく暮らすことができるコミュニティを形成し、人と人、人と地域とのつながりやふれあいを大切にするまちを目指すとともに、多様なまちづくりの主体が、地域の課題を共有し、それぞれの特性を活かしながら、協働によるまちづくりを推進します。

また、複雑化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、民間活力の導入など、限られた経営資源の中で費用対効果を十分に見極め、健全で効率的な自治体経営を推進し、持続可能なまちづくりを目指します。

